

7月1日から米トレーサビリティ法がスタート

# お米の産地伝達が必要です

平成22年10月から、米トレーサビリティ法（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律）が制定されました。これは、米・米加工品の生産者、加工・製造業者、流通業者、小売業者など外食店での取引などの記録の作成・保存が義務付けられたものです。

また、平成23年7月から

は、一般消費者への産地情報伝達が義務付けられます。

## ◆対象品目

米穀（玄米・精米など）、米粉や米麴などの中間原材料、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留焼酎、輸入、加工、製造は提供の事業（飲食業など）を行うすべての事業者

## ◆対象事業者

生産者を含め、対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業（飲食業など）を行うすべての事業者

## ◎問い合わせ先

九州農政局鹿児島農政事務所  
消費流通課  
☎099（222）0121

**米トレーサビリティ法**  
【米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律】

**米トレーサビリティ法とは…**  
問題が発生した場合などに、流通ルートをややかに特定するため、米穀等の取引等の記録を作成・保存すること、産地情報を取引先や消費者に伝達することを義務付けるものです。

**生産者** → **取引記録の作成・保存** (平成22年10月1日より) → **卸売業者 製造業者** → **産地情報伝達** (平成23年7月1日より) → **小売業者 外食業者** → **消費者**

農林水産省

（注）産地伝達は、平成23年7月1日以降に生産者から譲り渡された米穀が対象となります

## 長島町立学校給食センター調理・運搬業務公募説明会

# 調理・運搬業務委託を募集します

平成23年度2学期以降の長島町立学校給食センターの調理・運搬等業務委託者の公募説明会を開催します。

### ▼応募資格

町内の個人および法人

### ▼業務委託の内容

学校給食の調理および各学校への配送業務

### ▼公募説明会

- ・日時 6月23日（木）午後3時30分～
- ・場所 指江庁舎2階大ホール

※説明会に出席されるかたは、6月22日（水）までに長島町教育委員会教育総務課へご連絡ください。

委託される長島町学校給食センター↓



### ◎問い合わせ先

長島町教育委員会教育総務課  
☎（86）1111 [内線2221]